

平成 24 年 1 月 26 日
練馬区国民健康保険
運 営 協 議 会

練馬区国民健康保険条例の一部改正について（案）

1 改正の理由

特別区の国民健康保険料は、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」に基づき統一保険料方式を採用している。

平成24年度の保険料について、平成24年1月16日の特別区長会において、平成24年度の特別区全体の保険者負担分医療費、被保険者数、旧ただし書き所得等の見込み数値をもとに共通基準の改正が行われた。

この改正に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴う保険料率等の改正

(1) 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率【第15条の4】

ア 所得割 「100分の6.13」を「100分の6.28」に改める。また、賦課割合について「100分の58に相当する額」を「100分の59に相当する額」に改める。

イ 均等割 「31,200円」を「30,000円」に改める。また、賦課割合について「100分の42に相当する額」を「100分の41に相当する額」に改める。

(2) 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率【第15条の12】

ア 所得割 「100分の1.96」を「100分の2.23」に改める。また、賦課割合について「100分の60に相当する額」を「100分の59に相当する額」に改める。

イ 均等割 「8,700円」を「10,200円」に改める。また、賦課割合について「100分の40に相当する額」を「100分の41に相当する額」に改める。

(3) 介護納付金賦課額の保険料率【第16条の4】

ア 所得割 「100分の1.41」を「100分の1.55」に改める。

イ 均等割 「13,200円」を「14,100円」に改める。

(4) 保険料の減額【第19条の2】

ア 第1号減額（7割減額）

基礎賦課額の均等割額について「21,840円」を「21,000円」に改める。後期高齢者支援金等賦課額の均等割額について「6,090円」を「7,140円」に改める。介護納付金賦課額の均等割額について「9,240円」を「9,870円」に改める。

イ 第2号減額（5割減額）

基礎賦課額の均等割額について「15,600円」を「15,000円」に改める。後期高齢者支援金等賦課額の均等割額について「4,350円」を「5,100円」に改める。介護納付金賦課額の均等割額について「6,600円」を「7,050円」に改める。

ウ 第3号減額（2割減額）

基礎賦課額の均等割額について「6,240円」を「6,000円」に改める。後期高齢者支援金等賦課額の均等割額について「1,740円」を「2,040円」に改める。介護納付金賦課額の均等割額について「2,640円」を「2,820円」に改める。

3 施行期日

平成24年4月1日

4 その他

改正に伴う経過措置については付則で定める。

5 新旧対照表

別紙のとおり

6 改正内容一覧

○保険料率一覧

項 目		改定前	改定後	増減
医 療 分	賦課割合（所得割：均等割）	58：42	59：41	
	所得割料率	6.13/100	6.28/100	0.15/100
	被保険者均等割額	31,200円	30,000円	△1,200円
	賦課限度額	510,000円	510,000円	据え置き
支 援 分	賦課割合（所得割：均等割）	60：40	59：41	
	所得割料率	1.96/100	2.23/100	0.27/100
	被保険者均等割額	8,700円	10,200円	1,500円
	賦課限度額	140,000円	140,000円	据え置き
計	賦課割合（所得割：均等割）	58：42	59：41	
	所得割料率	8.09/100	8.51/100	0.42/100
	被保険者均等割額	39,900円	40,200円	300円
	賦課限度額	650,000円	650,000円	据え置き
介 護 分	賦課割合（所得割：均等割）	50：50	50：50	
	所得割料率	1.41/100	1.55/100	0.14/100
	被保険者均等割額	13,200円	14,100円	900円
	賦課限度額	120,000円	120,000円	据え置き

○ 条例減額の改正内容一覧

項 目		改定前	改定後	増減	均等割額
医 療 分	均等割額 7割減額	21,840円	21,000円	△840円	9,000円
	均等割額 5割減額	15,600円	15,000円	△600円	15,000円
	均等割額 2割減額	6,240円	6,000円	△240円	24,000円
支 援 分	均等割額 7割減額	6,090円	7,140円	1,050円	3,060円
	均等割額 5割減額	4,350円	5,100円	750円	5,100円
	均等割額 2割減額	1,740円	2,040円	300円	8,160円
計	均等割額 7割減額	27,930円	28,140円	210円	12,060円
	均等割額 5割減額	19,950円	20,100円	150円	20,100円
	均等割額 2割減額	7,980円	8,040円	60円	32,160円
介 護 分	均等割額 7割減額	9,240円	9,870円	630円	4,230円
	均等割額 5割減額	6,600円	7,050円	450円	7,050円
	均等割額 2割減額	2,640円	2,820円	180円	11,280円

7 平成24年度1人当たり国民健康保険料（経過措置実施後の医療分、支援分合計）の試算
95,277円（対前年度比798円〔+0.8%〕）

8 平成24年度国民健康保険料（医療分、支援分合計）の試算

年金所得者2人世帯

単位：円

年 収	100万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
23年度	23,940	73,345	196,719	265,465	333,421	402,186	470,951	542,143	610,964
24年度	24,120	74,319	202,177	275,704	347,188	419,523	491,858	558,902	618,562
差額	180	974	5,458	10,239	13,767	17,337	20,907	16,759	7,598
経過措置適用	—	①	②	—	—	—	—	—	—

給与所得者2人世帯

単位：円

年 収	100万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
23年度	40,304	121,503	188,286	263,584	333,017	397,737	465,693	538,503	605,141
24年度	40,625	122,226	192,412	272,513	346,763	414,843	486,327	556,076	612,596
差額	321	723	4,126	8,929	13,746	17,106	20,634	17,573	7,455
経過措置適用	①	②	②	③	—	—	—	—	—

給与所得者3人世帯

単位：円

年 収	100万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
23年度	60,254	113,760	207,981	293,381	363,916	434,299	505,593	578,403	636,341
24年度	60,725	115,414	231,399	311,755	386,112	455,043	526,527	586,076	642,596
差額	471	1,654	23,418	18,374	22,196	20,744	20,934	7,673	6,255
経過措置適用	①	①	②	③	③	—	—	—	—

【経過措置適用内容】

- ① 住民税非課税の者については、旧ただし書き所得から、その75%を控除する。
- ② 住民税の課税標準額が100万円以下で旧ただし書き所得が課税標準額の1.5倍を超える者については、旧ただし書き所得から、課税標準額の1.5倍を超える部分の50%を減額する。
- ③ 住民税の課税標準額が100万円超で旧ただし書き所得が課税標準額の1.5倍を超える者については、旧ただし書き所得から、課税標準額の1.5倍を超える部分の25%を減額する。

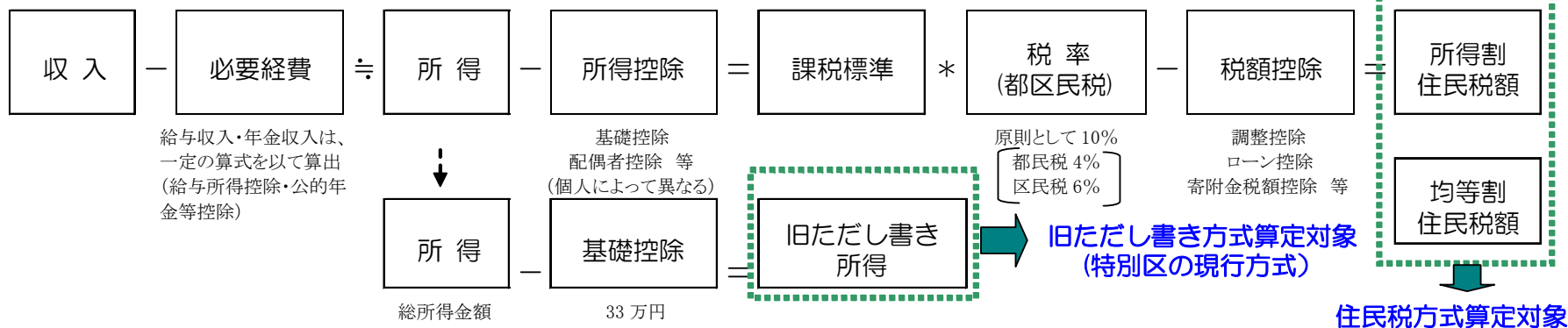
9 国民健康保険法施行令の改正

- (1) 外来診療における高額療養費の現物給付化（平成23年10月21日公布。平成24年4月1日施行）
- (2) 扶養控除見直しに伴う国民健康保険料の所要の措置（平成23年12月28日公布）
 - ア 影響を受ける世帯の負担が増加しないための税額調整控除の創設（平成24年4月1日施行）
 - イ 一部負担金、高額療養費、高額介護合算療養費の所得区分については扶養控除と同額の「所得調整控除」を創設（平成24年8月1日施行）
 - ウ 所得割算定方式については、旧ただし書き方式へ一本化（平成25年4月1日原則施行）
 - エ 自治体独自の保険料軽減分を賦課総額に含めることを可能とする新賦課総額の創設（平成25年4月1日原則施行）

10 参考資料

参考 旧ただし書き所得と住民税との関係（イメージ図）

〔旧ただし書き所得と住民税との関係（イメージ図）〕



練馬区国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 } 第15条の3 } 省略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の6.13</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の58</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>31,200円</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の42</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)</p> <p>第15条の5 } 第15条の11 } 省略</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の1.96</u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の60</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>8,700円</u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の40</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)</p>	<p>第1条 } 第15条の3 } 同左</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 同左</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の6.28</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の59</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>30,000円</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の41</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)</p> <p>第15条の5 } 第15条の11 } 同左</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 同左</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.23</u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の59</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>10,200円</u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の41</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)</p>

第15条の13 }
第16条の3 } 省略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.41(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 13,200円(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

第16条の5 }
第19条 } 省略

(保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が510,000円を超える場合には、510,000円)および第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が140,000円を超える場合には、140,000円)ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が120,000円を超える場合には、120,000円)の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合)には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して

第15条の13 }
第16条の3 } 同左

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 同左

- (1) 所得割 100分の1.55(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 14,100円(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

第16条の5 }
第19条 } 同左

(保険料の減額)

第19条の2 同左

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合)には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して

同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項もしくは第15項または第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

- イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 21,840円
- ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,090円
- ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,240円

(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、

同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項もしくは第15項または第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

- イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 21,000円
- ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,140円
- ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,870円

(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、

245,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 15,600円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 4,350円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,600円

(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、350,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,240円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1,740円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,640円

第19条の3 } 省略
第29条 }

付 則

第1条 } 省略
第6条 }

245,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 15,000円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 5,100円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,050円

(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、350,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,000円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,040円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,820円

第19条の3 } 同左
第29条 }

付 則

第1条 } 同左
第6条 }

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の練馬区国民健康保険条例第15条の4、第15条の12、第16条の4および第19条の2の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。